四五	関税率表第五四類に掲げる物品（第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。）	二、三一五、〇八六千円
	関税率表第五六〇四・九〇号の一の㈡のB又は三に掲げる物品	
四六	関税率表第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八〇一・三一号の二に掲げる物品	一、七三〇、七一四千円
四七	関税率表第五五類に掲げる物品（第四六項に掲げるものを除く。）	一、六六五、七四二千円
四八	関税率表第五六〇七・二一号、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの	二三六、七一二千円
四九	関税率表第五七・〇一項に掲げる物品	七、一三二、六三九千円
五〇	関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇二・三一号、第五七〇二・三二号、第五七〇二・三九号、第五七〇二・四一号、第五七〇二・四二号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五〇号、第五七〇二・九一号、第五七〇二・九二号、第五七〇二・九九号、第五七〇二・〇三項又は第五七〇五・〇〇号に掲げる物品	一一、八五八、七九五千円
五一	関税率表第五八〇六・一〇号、第五八〇六・三一号、第五八〇六・三二号の二、第五八〇六・三九号又は第五八〇六・四〇号に掲げる物品	四九〇、六一九千円
五二	関税率表第六〇〇・〇一項、第六〇〇二・四〇号、第六〇〇・〇三項、第六〇〇・一〇号、第六〇〇・〇五項又は第六〇〇・〇六項に掲げる物品 関税率表第三〇〇六・一〇号の二の㈠、第六〇〇二・九〇号又は第六〇〇四・九〇号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの以外のもの	八七七、八九七千円
五三	関税率表第六二〇九・二〇号の一、第六二〇九・三〇号の一、第六二〇九・九〇号の一、第六二一六・〇〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類	一〇、〇六九、三四四千円
五四	関税率表第六二〇九・二〇号の二の㈡のA、第六二〇九・三〇号の二の㈡のA又は第六二〇九・九〇号の二の㈡のA、第六二一七・九〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの	六九三、六二二千円
五五	関税率表第六二・一三項に掲げる物品	一、四五九、一五五千円
五六	関税率表第六二一五・一〇号に掲げる物品 関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）	五、五三五、六七四千円

五七	関税率表第六三〇一・二〇号、第六三〇一・三〇号、第六三〇一・四〇号又は第六三〇一・九〇号に掲げる物品	五、二九五、七三五千円
五八	関税率表第六三〇二・二一号、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三一号、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五一号、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・九一号、第六三〇二・九九号、第六三〇三・九九号、第六三〇四・九一号、第六三〇四・九九号に掲げる物品 関税率表第六三〇二・二二号、第六三〇二・三二号、第六三〇二・五三号、第六三〇二・九三号又は第六三〇四・九三号に掲げる物品のうち 不織布製のもの以外のもの	四、四三八、三〇一千円
五九	関税率表第六四〇五・一〇号の三、第六四〇五・二〇号又は第六四〇五・九〇号の二に掲げる物品	六一九、一四〇千円
六〇	関税率表第六六・〇一項又は第六六〇三・二〇号に掲げる物品	四九、五六六千円
六一	関税率表第六七・〇二項に掲げる物品	一、八四五、九七七千円
六二	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品	三六四、六〇四千円
六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品	五、九五五、六四五千円
六四	関税率表第七一一七・一九号、第七一一七・九〇号の一又は第九一一三・九〇号の二の㈠に掲げる物品	一、五〇七、四六六千円
六五	関税率表第七二〇二・一一号又は第七二〇二・一九号に掲げる物品	二一、三一二、四四六キログラム
六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第九一号又は第七二〇二・九二号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	五〇、五四三、三四五キログラム
六七	関税率表第七二〇二・四九号に掲げる物品	二三、八八一、二二一キログラム
六八	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三％未満のもの	三、五〇八、一八六キログラム
六九	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三％未満のもの以外のもの	一、一四五、〇一八キログラム
七〇	関税率表第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号又は第七四〇三・一三号に掲げる物品 関税率表第七四〇三・一九号に掲げる物品のうち 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）以外のもの	四九、一三六、四二九キログラム